

ミル『自由論』と 寛容の政治哲学

関口正司 九州大学大学院法学研究院教授

◆ 自由と寛容

ミルの『自由論』が公刊されたのは1859年だから、もう150年以上が経っている。だが、古びていない。古典ならではの貴重な示唆があり、私たちの思考の筋道を相対化してくれる。そのことは、寛容という、自由と表裏の関係にあるものについても言える。

なぜ自由と寛容が表裏の関係にあるのか、ミルの議論ははっきりしている。ミルは個人の自由を個人の側に立って訴えるばかりでなく、その個人の自由を尊重する他の人々の心構えについても論じているからである。ミルの考えでは、望ましい自由な社会は、自由を主張し享受する個人からなる社会、という言い方では言い足りない。それは同時に、他者の自由を尊重する寛容な個人からなる社会でなければならない。

もっとも、他者の自由を尊重する寛容な個人という言葉は、この言葉が含んでいる

複雑さや難しさをかみしめて発しないと軽々しくなるだろう。ミルにそうした軽々しさが感じられないのは、自由や寛容を、お題目ではなく本気で実現すべき課題、しかも実現困難な課題として真面目に受けとめているためである。その姿勢は、この問題をミルが原理と動機の両側面から探究していることにも通じている。つまり、(1) 人間の行為を、自由に委ねるべき領域と、社会の強制的干渉が許される領域とに明確に切り分ける原理の問題と、(2) そうした原理を受け入れる人々の心情の問題、という二つの側面である。前者は、もちろん重要な問題ではあるが、原理を解明し世に示すだけでは、言わば正論を正論として説くだけとなる。原理が受け入れられ実効性を持つためには、世間の側の気持ちがついていかなければならない。原理を曲げてはいけませんが、納得してもらって定着させるにはどう配慮したらよいか、ミルの議論は、そうした真剣な悩みを抱えながら進められている。

ミルは『自由論』の序論で、個人に対する社会の強制的干渉を許すか許さないかを線引きする基準は、従来は社会（あるいはその有力部分）の好悪の感情という主観的で恣意的なものだったと批判し、今後は自由原理という客観的な基準に代えるべきだと提言している。自由原理とは、かいつまんで言えば、他者に実害を与える行為は強制的干渉の対象となるが、そうでない行為は個人の自由に委ねる、という原理である。

個人の自由に限らず、万人に共通するという意味での公共性を帯びた問題は何であれ、感情を根拠にして処理すべきでない、というのがミルの一貫した姿勢である。ただしミルは、この種の問題に対して人々が一切の感情を持つべきでない、という非現実的な主張をしているわけではない。実害を与えず、したがって自由に委ねるべき行為に対して、人々が不快感や嫌悪感を持つてはならない、とまではミルは論じていない。そうした感情を、不寛容を正当化する根拠にしてはならない、というのがミルの論点である。ミルの説く寛容は、たとえ不快や嫌悪を感じても不寛容な振る舞いは我慢すべきだ、ということの意味している。

我慢という意味での寛容は、上から目線の尊大な態度ではないか、という議論はありえるだろう。たしかに、不快感や嫌悪感

が偏見や独善的な価値観から生じている場合、我慢は究極の問題解決ではない。しかし、不寛容な人々の偏見や独善を時間をかけて（自らが独善に陥ることに注意しつつ）解消していく努力と、目下の不寛容をひとまずやめさせるために我慢という意味での寛容を説くこととは、射程距離の異なる取組として区別すべきだろう。ミル本人も、そうした区別を前提に議論をしていると考えてよい。

仮に、偏見がすべてなくなってしまえば、偏見から生ずる感情に駆られた不当な干渉も消滅するだろう。これは、もはや自由原理に訴える必要がなくなった状態である。しかし、ミルが直面している現実的課題は、主観的感情的判断によって脅威にさらされている自由の領域を当面どう擁護するかである。だからこそ、ミルは、現実には嫌悪や不快を感じさせるような行為を誰かがしても、自由原理に抵触しない行為ならば寛容すべきだ（我慢すべきだ）、と論じているのである。好悪の感情は、簡単には除去できない。また、犯罪に対する嫌悪感や非難の感情のように、除去すべきだと単純に言い切れない場合もありうる。こうした現実を前提とした上で、強制や権力行使が不当な場合と正当な場合とを感情にとらわれずに判別する、そのための原則を立てること

が、ミル『自由論』の理論的目標である。



自由や寛容と改善向上との両立

とはいえ、寛容を社会に定着させるという実践的問題の方は、まだ解決していない。不快な行為でも、自由原理で正当化されない限り強制的干渉は我慢しなさい、というのが今のところの到達点である。人は、どうしたら、恣意的で不当な干渉を我慢できるのか。

この問題に移る前に、前提として、『自由論』の二重の意図を踏まえておく必要がある。自由を享受する個人と、そうした個人を寛容すべき人々について、二種類の組み合わせをミルが想定しているために生じている二重性である。ミルの『自由論』は、通常、多数者の専制（世論の専制・習慣の専制とも言い換えられているもの）に対抗して、自律的で个性的な個人の自由を擁護した書物として受けとめられてきた。この理解自体に誤りはないが、しかしそれだけでは、ミルの愛用した表現を借用すれば、「半面の真理」にとどまってしまう。なぜなら、実のところ、ミルは多数者の専制とともに、大衆の知的道徳的改善を権力によって強制しようとする少数エリートの専制に

も反対していたからである。ミルは『自由論』で、これら二種類の専制のいずれにも反対するために、二正面作戦を展開しているのである。

ミルはこの二正面作戦の立場から、自由原理に補足を加えている。すでに見たように、自由原理によれば、行為者への強制的干渉が正当化されるのは、行為者の行為が他の個人や社会全般に実害を与える場合である。行為者の行為が思慮を欠いて行為者本人の不利益になるように他者から見えたとしても、行為者本人の幸福や利益は干渉の正当化理由にならない。そうだとすると、一つの疑問が生じてくる。人々が相互に無関心な結果としてお節介な干渉が皆無であれば、自由は保障されるのではないか、という疑問である。しかしこれは、ミルが想定外としている事態である。そのため、ミルは補足として、自由原理は利己的無関心を説くものではないと注意し、さらに、この原理は行為者本人の幸福を理由とした強制的干渉や権力行使は許さないが、忠告や説得までも禁ずるものではない、と念押しする。社会の凡庸化が進む中で、少数のエリートが、それを打破するような改善を試みることをミルは望んでいる。自由原理によって、地の塩たる人々が身をもって模範を示し社会に向けて説得する機会を保護す

る必要がある、とミルは考えている。しかし、その一方で、エリートが改善を強制しようとするにも、ミルは反対である。要するにミルは、少数のエリートに対する多数者の寛容を促すことで改善のきっかけを確保しようとし、それとともに、少数のエリートによる押しつけから多数者の自由や自発性を保護しようともするのである。



寛容のための説得努力

さて、以上を踏まえて本筋に戻ろう。少数のエリートであれ多数者であれ、人はどうしたら不当な干渉を我慢できるのか。これに関するミルの議論は二種類ある。第一に、強制的手段は改善向上に効果がなく無意味だ、という議論である。ミルによれば、強制による改善という考え方には、人間理解に大きな欠落がある。この考え方には、自他にとって価値ある有意義な行為をすることは各人の義務であり、それを怠ることは処罰に値する、という窮屈な思い込みがある。しかしこれは、社会の存続に絶対不可欠な義務と、自他の向上に役立つ自発的行為との本質的な違いを見落としている。後者に必須の要素は、行為者の自発的な向

上心や善意である。自らの人格向上の企てや他者への善行が、刑罰の恐れや義務感から行なわれれば、その価値は失われ、めざす目的が達成できない。義務感や良心による自制や刑罰による強制は、他者に危害を与える行為の防止には効果があるし、社会の維持存続に不可欠という点で正当化できる。しかし、良心の呵責といった内面の強迫的な抑制や刑罰という外からの強制は、自己の幸福につながる賢明な行為や、他者の幸福に役立つ高貴な行為を自発的に行なうよう人々を促す手段としては、有効でも正当でもない。有効で、かつ自由原理に抵触しないのは、忠告や説得などの非強制的な手段に限られる。

ミルは、大方の人間が何のきっかけもなしに賢明な行為や高貴な行為に向かうと楽観していたわけではない。他者に実害を与えてはいないにしても、愚かな行為や浅ましい行為は往々にしてある。しかし他方、人は、忠告や説得、あるいは模範的な事例への感銘に動かされて、目先の自己中心的な行為よりも、先々の利益や他者の幸福に配慮した行為を選ぶこともある。『功利主義論』という別の書物でのミルの言葉で言えば、低級な快よりも高級な快を選ぶこともある。そうした自発的選択を導く内面的契機を、ミルは尊厳の感覚とか、道徳的自由

の感情と呼んでいる。忠告や説得は、相手の自発性を損なわないまま、そうした感覚や感情に働きかける力を持つ（場合もある）、とミルは捉える。

不当な干渉への我慢を促すもう一つの説得は、これを裏返しにしたものである。自由原理で本人の自由に委ねるべきとされている行為領域での強制や不寛容は、個人の尊厳の感覚を損ねてしまう、という議論である。この議論の仕方は、ミルの別の著書、『女性の解放』で登場している。女性のためのもう一篇の『自由論』とも言えるこの著書で、ミルはこう述べている。一人前の独立した人間という自覚を持つ男性ならば、愛し愛される親子の間柄にあったとしても、親の後見と統制から脱したとき、解放感や誇らしい想いを経験したはずである。それは人格的尊厳の感情に他ならない。この感情を持てることは生きるに値する人生の最低条件の一つであり、それを否定されれば恥辱を覚えざるをえない。女性も同じと認めない理由はないはずだ、とミルは訴えるのである。

一人前の独立した人間の自覚は、たしかに、無条件的に存在するわけではない。そうした自覚を欠いた人間、自分の自由や独立を尊重せず、に奴隷になる契約を平気のできる人間もいるかもしれない。しかしミル

は、イギリス社会は各人が自他の自由を尊重できるレベルの自律性を持てるまでに発展した文明社会のはずだという、イギリス人全般の自負心に訴える。イギリスは、すでに他国と比べてある程度は自由が確立していることを誇っている社会であり、さらに徹底するために自由原理を受け入れてもおかしくない社会のはずだ、という論法である。自分に関して自由が不当に侵害され尊厳の感覚が傷つけられることを人々が許容できないのであれば、他者も同様と見るべきではないか。自由を大切にす意識が強い社会ならば、たとえ他者の行為を不快に感じたとしても、あるいは思慮を欠く行為に思えても、自制して寛容すべきだ、これがミルの議論の到達点である。

◆ 現代の政治哲学はミルの寛容論をどう受け止めたらいいか

すでに述べたように、自由擁護のためのミルの二正面作戦は、いずれの局面でも、自分の感情や価値観を当然の前提として他者に強制的に干渉しようとする人々を念頭に置いていた。しかし、現代では、価値観の権威主義的な押しつけを拒む気持が各個人に強い一方で、他者の価値観や行動には無関心になりがちでもある。しかも、全般

的には同質性や画一性が高まっていて、自他の際立った差異も目につきにくい。こうした事情のため、自由原理の発動が必要となる実際の場面はさほど多くないように見える。とはいえ、寛容の精神がしっかり確立した結果として、そうなっているわけではない。同質性や画一性の仕切りが破れる場面では、異質なものに対する激しい反発が懸念される。こうした状況を前提にしたとき、現代の政治哲学は、ミルの寛容論をどう受けとめたらよいだろうか。

まず第一に、寛容の守備範囲を広げすぎないことが必要だろう。ミルは『自由論』の中で、自由の社会的効用として、人間が不完全である限り多様性は社会全般の改善向上に役立つ、という点を指摘している。価値ある生き方についての多様な見方が入り交じる中で、有益な相互理解やそれにもとづいた自己変容がもたらされることへの期待である。しかし、多文化多民族状況となって日の浅い現状では、こうした期待の実現はミルの時代以上に難しいかもしれない。同質性や画一性に馴染んでいて異質なものに対する耐性が低下し、不寛容の原因となる不快感や嫌悪感が生じやすくなっているかもしれない。もしそうならば、積極的な意味での相互理解や自己変容とか、不快感や嫌悪感の原因となっているような偏

見や独善の根絶という理想もさることながら、ともかくも不寛容から生じる危険な衝突をさしあたり防ぎ、不快感や嫌悪感から即座に行動しないよう自制を促すことが、ミルの時代以上に優先課題となるだろう。

第二に指摘すべき点は、自由や寛容以外にも、社会の安全や安定、平等、福祉等々、政治哲学には考慮すべき諸価値があり、しかもそれらは、状況によっては不幸にも、自由や寛容と両立困難になるかもしれない、ということである。特定の具体的歴史的文脈の中で、どの価値を優先しどの価値をどの程度犠牲にすることが許されるのかという問題は、卓抜した思慮的判断が必要という意味で、最高難度の問題と言ってよい。逃げ出したくなる難問だが、しかし、現実には真剣に向き合う政治哲学ならば避けることはできない。

とはいえ、寛容が直面するさまざまな困難を前にして、絶望的だと性急に結論するのもよくない。かつてマキアヴェリは、危機を見越した早めの改革の難しさを論じながら、人間は必要に迫られてからしか動かないと慨嘆したが、しかし、見方を変えれば、人間は必要に迫られれば遅まきながらも動く、とも言える（手遅れということもありうると覚悟しつつも、逆境での粘りはマキアヴェリの本領であった）。不快な相手

でも一緒に暮らしていくしかないという必要に迫られれば、寛容は、高遠にして困難な理想というよりも、身近な生活の知恵になるかもしれない。こうした状況では、寛容について一般論で説教するのではなく、具体的な場面での寛容の現実的必要性を説得的に示すことが、寛容論の最大の要点であろう。不寛容を寛容すべきかといった哲学的難問に見えるものも、抽象的に扱うだけでは言葉の遊戯になりかねない。必要なのは、嫌な相手との間で自分も相手側も必

要に迫られて受け入れざるをえない共存の具体的現実を直視した上で、そうした共存の諸条件を損ねる愚かな行為や許し難い行為が何かを見きわめることであろう。そのとき、人々を寛容に向かわせる動機として自他の尊厳の感覚に注目したミルの寛容論は、道徳的啓発としてばかりでなく、公私いずれの面でも思慮にかなった得策という意味での現実論として、役に立つのではないか。

プロフィール.....

せきぐち・まさし 九州大学大学院法学研究院教授、九州大学大学評価情報室・副室長。1954年東京生まれ。1983年東京都立大学社会科学研究所博士課程単位取得退学。博士（法学）。専門は政治学史。ケンブリッジ大学、キングズカレッジ客員研究員、西南学院大学法学部助教授、九州大学法学部助教授などを経て、1995年6月より九州大学法学部教授。著書に『自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー』（みすず書房、1989）他、著書・論文多数。